

# 東京都待機児童対策協議会におけるKPIの設定について（案）

## 制度の概要

- 都は、子ども・子育て支援法附則第14条第4項に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、区市町村の取組への支援をより実効的なものとするため、平成30年6月、都及び関係区市町村で構成される東京都待機児童対策協議会を設置。
- 国は、今年度から待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化することで保育所等改修費等支援事業の嵩上げなどを実施するなど、より強力に待機児童対策に取り組む自治体の支援を開始。

【「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について（平成31年3月29日付子保発0329第1号）」抜粋】

- 平成31年度厚労省予算では、協議会の設置及び取組を促して待機児童対策の一層の推進を図るため、協議会にて成果指標：KPIを設定。達成状況を見える化することを要件に、保育の受け皿整備の推進や人材確保、新たな提案に係る支援を実施。
  - 協議会の協議事項についてKPIを設定し、その達成状況を「見える化」することで、KPIの内容に応じ、より強力に待機児童対策に取り組む自治体（特定区市町村）を支援。KPIの達成状況の「見える化」は都道府県HPで公開するなどの方法により実施。
- ※ 設定例：対前年待機児童数、認可化移行数、広域利用実績、養成校卒業生の就職増加数、潜在保育士のセンター届出や求人数など

## 東京都待機児童対策協議会におけるKPI（案）

- ⇒ 都は待機児童の解消に向け、受け皿整備を進める量の確保はもとより、安心して子供を預けられる質の向上の両面を踏まえ、①保育所等の整備促進、②人材の確保・定着の支援、③利用者支援の充実の三つを柱に区市町村と連して取り組んでいるところである。
- ⇒ こうした取組を一層強化するため、東京都待機児童対策協議会におけるKPIは、子育て安心プランの実施計画（利用定員数、待機児童数等の見込み・計画数等）及び人材の確保・定着に関する取組（キャリアアップ研修の受講促進や区市町村における実施回数、受講者数等）を設定する。  
※「待機児童対策協議会におけるKPIの設定及び見える化の状況、交付申請する支援策について（〇〇年度分）」の記載例  
協議会KPI／受け皿整備KPIの内容：「子育て安心プランに基づく〇〇年度までの受け皿整備の目標として、当該区〇〇〇人（都全体は〇〇〇人）」等
- ⇒ また、こうした取組を見える化するため、都が毎年公表している都内の保育サービスの状況に加えて、東京都待機児童対策協議会HPにおいて、国の子育て安心プランに基づく進捗状況やキャリアアップ研修の実施状況等を公表する。

（今後の動き）補助の嵩上げを受けようとする自治体は、東京都待機児童対策協議会で設定したKPIを、国の保育対策総合支援事業補助金の交付申請書に合せて提出する「待機児童対策協議会におけるKPIの設定及び見える化の状況、交付申請する支援策について」に記載する。